

地水火風

牧野 恒一

年末をひかえ、大阪で雑居ビル内の診療内科クリニックが放火され、死者25人を出す大惨事が発生した。この火災は、今後の防火対策のあり方についても大きな議論を呼んでいる。今回は、この火災について考えてみたい。

消防法違反等もない、ごく普通の複合用途建築物だったが、階段が一つしかなく、放火により避難路を断られたことが大量死に繋がった。

報道によれば、4階のクリニックに入って来た男が紙袋を床に置いて蹴り倒し、漏れ出した液体(カソリン)にライターで放火したとされている。男はその後、唯一の避難路となる非常階段(建築基準法に定められた「屋内避難階段」)の扉めがけて液体の入った袋を投げつけるとともに、非常階段を使って逃げようとする者を制止しようとしたことが、防犯カメラの映像などから確認されている。

このため、現場にいたクリニックの医師など関係者や患者など全員が逃げ場を失い、奥に避難せざるを得なくなったが、奥には避難路となる階段等がなかったため、結局ほとんどの方が一酸化炭素中毒により亡くなってしまう。

この火災は、無関係な不特定多数の人の大量殺害を狙った悪質な放火事件だと考えられる。報道によれば、京都アニメーション放火事件(2019年7月、死者36名)を

参考として事前に入念に計画を立てて下見を繰り返し、非常階段の扉や屋内消火栓の扉を粘着テープで目張りして妨害しようとしていたなどとされている。事実とすれば極めて悪質だが、放火犯が死亡してしまつたため、動機や計画の詳細などは未解明のままになってしまつてしまつた。

この火災のポイントの一つが、このビルには階段が一つでも適法なの

が100㎡ないようなビルで階段を二つとすると、実際に使えるフロア面積は相当少なくなつてしまふ。経済合理性との兼ね合いでどう考えるか、というところになるが、1974年に様々な議論を経て今のような基準になっている。これは、消防法上、避難器具は補助的な避難手段と位置づけられているためだ。避難はあくまでも建築基準法に規定される廊下や階段によって完結されるべきものであり、それでもた

段が一つしかなかったことだ。これで適法だと報道されたので、多くの人が「階段を二つ以上にすると規制強化が必要ではないか」と感じながらも知れない。このあたり、少し複雑なので、整理しておこう。

現在の建築基準法では、6階以上の階に居室(常時人がいる部屋)がある場合は、原則として階段が2以上必要である(建築基準法施行令(以下「建基令」)第121条

第1項第6号)。この第6号は、代表的な雑居ビル火災だった千日デパートビル火災(1972年5月、死者118名)を契機に1973年に追加された規定である。堂島北ビルは8階建てで6階以上の階に居室があるの

で、現在なら当然階段が2以上(以下「二方向避難」)必要だが、建設されたのが1970年だったため、この規定の適用は受けていない。従って、現行法令には適合しないが違反ではない。こういう

う建築物は沢山あり、通称「既存不適格建築物」と呼ばれている。

既存建築物への適法適用のこの種のビルに二方向避難を義務付けるとすれば、方法は3つある。

一つは「既存不適格」などという甘い制度は廃止し、古い建物にも、建設後に制定された厳しい基準を適用(以下「既存適法化」)すべきである、という考え方である。しかし、これは実際にはな

か

な

ラ設備などの「消防用設備等」は、消防法改正により、人命危険性の高い用途の建築物に限って既存適法とする制度が創設された(1974年)。だが、同じ国会に提出された同趣旨の建築基準法改正案は否決され、その後何回か国会で異例の継続審議が行われたが結局廃案になった。消防用設備等」は「設備」なので後付けが可能だが、建築構造に手をつけなければならぬ建築物本体には既

存不適及はそぐわない、と

いうことだろう。

二方向避難対象の拡大

二つ目は、既存適法化

難しいとしても、新築だけ

でよいから二方向避難

の対象を拡大したらどうか、という議論である。

堂島北ビルは8階建てだから二方向避難の基準

が相次いだ後、この「既存適法」が大きな議論になった。この時、自動火災報知設備やスプリンク

ラー設備などの「消防用設備等」は、消防法改正により、人命危険性の高い用途の建築物に限って既存適法とする制度が創設された(1974年)。だが、同じ国会に提出された同趣旨の建築基準法改正案は否決され、その後何回か国会で異例の継続審議が行われたが結局廃案になった。消防用設備等」は「設備」なので後付けが可能だが、建築構造に手をつけなければならぬ建築物本体には既

存不適及はそぐわない、と

いうことだろう。

二方向避難対象の拡大

二つ目は、既存適法化

難しいとしても、新築だけ

でよいから二方向避難

の対象を拡大したらどうか、という議論である。

(耐火造の場合は100㎡)を超えると二方向避難が必要だということになっているが(建基令第121条第1項第4号、同第2項、同ビルはワンフロア93㎡なので、二方向避難は必要ないということになる。

従って、同条第6号の適用対象を6階以上から3階又は4階以上に拡大したらどうかという議論になるが、さでどんなものだろうか。防火安全性は高まるが、ワンフロア

が100㎡ないようなビルで階段を二つとすると、実際に使えるフロア面積は相当少なくなつてしまふ。経済合理性との兼ね合いでどう考えるか、というところになるが、1974年に様々な議論を経て今のような基準になっている。これは、消防法上、避難器具は補助的な避難手段と位置づけられているためだ。避難はあくまでも建築基準法に規定される廊下や階段によって完結されるべきものであり、それでもた

またま逃げ遅れることがあるが、その場合にそこ

に運良く避難器具があれば助かるだろう、という程度的位置づけに過ぎないのだと思う。しかも、

避難器具をセットしてそれを使って避難するにはそれなりの時間が必要で、その間、壁などで火や煙から安全に防護されていないと、無事に避難することは出来ない。また、その避難器具を利用したい人が多ければ、その防護時間はかなり長くなる。

このように、避難器具を二方向避難の補完手段としてまともに位置づけるのは無理があり、あくまでも補助的な位置づけに留めるべきであるというのが、私の考えである。

悪質放火やテロリストに建築基準法や消防法令の強化で対応するのは無理筋

以上のように、二方向

避難器具があれ

ば助かるだろう、という程度

の位置づけに過ぎないのだ

と思う。しかも、避難器具を

セットしてそれを使って避難するにはそれなりの時間が必要で、その間、壁などで火や煙から安全に防護されていないと、無事に避難することは出来ない。また、その避難器具を利用したい人が多ければ、その防護時間はかなり長くなる。

このように、避難器具を二方向避難の補完手段としてまともに位置づけるのは無理があり、あくまでも補助的な位置づけに留めるべきであるというのが、私の考えである。

悪質放火やテロリストに建築基準法や消防法令の強化で対応するのは無理筋

以上のように、二方向

避難の規制強化にはなかなか良い手段がないが、それは別にしても、この種の犯罪に建築基準法や消防法令の強化で対応するのは筋が悪いのでは

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な

な